

雇児母発第0220002号
平成21年2月20日

社団法人日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

不妊治療における安全管理の徹底について

母子保健行政に推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝いたします。

さて、香川県の医療機関において、不妊治療を受けていた患者が、誤って別患者の受精卵を移植された可能性がある事例について、昨日発表があったところですが、標記について、別添写しの通り、各都道府県、指定都市及び中核市あて送付したところです。

つきましては、貴会におかれましても、不妊治療における安全管理の徹底についてご協力いただきますよう、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

雇児母発第0220001号
平成21年2月20日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

不妊治療における安全管理の徹底について

今般、香川県の医療機関において、不妊治療を受けていた患者が、誤って別患者の受精卵を移植された可能性がある事例について、発表があったところである。

不妊治療の実施にあたっては、胚や配偶子の取り違い事故防止のためダブルチェックの実施や関係するマニュアルの整備など、医療安全に係る適切な措置を講ずるよう、貴管下の不妊治療を実施する医療機関等に対する周知徹底方よろしく願います。

また、特定不妊治療費助成事業の実施医療機関の指定等に際しては、医療安全管理上適切な措置が講じられていることを必要に応じて現地調査により確認するとともに、指定後も適宜、助言・指導等を行われたい。